

RI 2013~2014 Theme since 1996.2.14



御坊東ロータリークラブ

Club Weekly Britain

例会 水曜日 18時30分 御坊御坊商工会館3F
 事務局 〒644-0002 和歌山県御坊市齒350-28(御坊商工会館3F)
 連絡先 TEL 0738-23-2334 FAX 0738-22-1234 E-Mail gobo-c@gobo-rc.jp

四つのテスト(Four way Test)
 (1)真実かどうか (2)みんなに公平か
 (3)好意と友情を深めるか (4)みんなのためになるかどうか

会長 細川 幸三
 副会長 尾崎 達哉
 幹事 稲垣 崇

☆ 司会進行 SAA 森 裕之 君

Celebration



小林隆弘 君

伊勢神宮のすぐ横には、おかげ横丁と言う古い街並みを再現した商店街がありまして、そこには日本一有名なお土産「赤福もち」本店がありまして、そこでお茶と赤福もちのセット ¥280円を食べて、夜は伊勢海老を堪能と言うほど頂きました。



[江戸期おかげ横丁]

そのせいで、2月1日に和歌山で行われた会長会議に出席できず、代りに小池エレクトに行ってきた頂きました。小池さん御苦労様でした。

少し、時間があれば小池エレクトより会議の報告を頂ければと思いますので、後ほどよろしく御願いたします。本日の告知は以上とさせていただきます。

会長告知

会長 細川幸三 君

皆さん今晚は！
 この土日、ある宅建協会の親睦旅行で伊勢神宮に行ってきました。

伊勢神宮は昨年、式年遷宮を迎え神殿が新しくなっていました。



私は知りませんでしたが、式年遷宮は、原則として20年ごとに、内宮(皇大神宮)・外宮(豊受大神宮)の二つの正宮の正殿、14の別宮の全ての社殿を造り替えて神座を遷します。

記録によれば式年遷宮は、飛鳥時代の天武(てんむ)天皇が定め、持統(じとう)天皇の治世の690年に第1回が行われた。その後、戦国時代の120年以上に及ぶ中断や幾度かの延期などはあったものの、現在まで1300年以上にわたって行われています。

日本の神社の最高峰とでも言いますか、すごい歴史を感じます。そこで、以外に感じたことがありまして、なんと中国人観光客の多い事！！

中国はあれだけ日本の靖国神社を否定しておきながら、日本人からすると同じ神道だと思える伊勢神宮に大挙して訪れるとは・・・！ 意外な思いをしました。

本日のプログラム

「土地家屋調査士とは」 稲垣 崇 君

- 1, 不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査及び測量をすること。



稲垣 崇

- 私たち土地家屋調査士は、
 ひと・とち・みらい はーもにー
- 不動産の物理的状況(土地にあつては所在、地目、地積。建物にあつては所在、種類、構造、床面積)を正確に登記記録に反映させるために、必要な調査及び測量を行っています。具体的には、不動産(土地又は建物)の物理的な状況を正確に把握するためにする調査、測量の事を言い、例えば、土地の分筆登記であれば、登記所に備え付けられた地図や地積測量図等の資料、現地の状況や隣接所有者の立会い等を得て公法上の筆界を確認し、その成果に基づき測量をすることになります。
- 2, 不動産の表示に関する登記の申請手続について代理すること。
 不動産の表示に関する登記は、所有者にその申請義務が課

せられています。しかし、その手続きはとても複雑で一般の方には理解しづらい事があります。

そこで、私たち土地家屋調査士は、依頼人の求めに応じて不動産の表示に関する登記の申請手を代理します。不動産の物理的な状況を登記簿に反映するために、調査・測量の結果を踏まえ、建物を新築した場合における建物の表示の登記、土地の分筆の登記等の登記申請手続を行っています。

3、不動産の表示に関する登記に関する審査請求の手続について代理すること。

審査請求とは、不動産の表示に関する登記についての登記官の処分が不当であるとする者が(地方)法務局長に対して行う不服申立てをいいます。

4、筆界特定の手続について代理すること。

筆界特定の手続※1とは、土地の所有者の申請により、登記官が、外部の専門家の意見を踏まえて筆界を特定する制度における手続をいう。

※1筆界特定の手続とは、土地の一筆ごとの境界(筆界)を決定するための行政制度のことである。筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人・関係人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である「筆界調査委員」の意見を踏まえ、筆界の現地における位置を特定する不動産登記法上の制度である。

私たち土地家屋調査士は、筆界の専門家として「筆界調査委員」を多数輩出しています。

5、土地の筆界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続について代理すること

この業務については、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した土地家屋調査士(ADR認定土地家屋調査士)に限り、弁護士との共同受任を条件として、行うことができる。(土地家屋調査士会が運営する境界問題相談センター(ADRセンター)は全都道府県50か所に設置されています。)

※1.~5.の事務に関して、相談に応じること等も、業務に含まれます。

今日のた

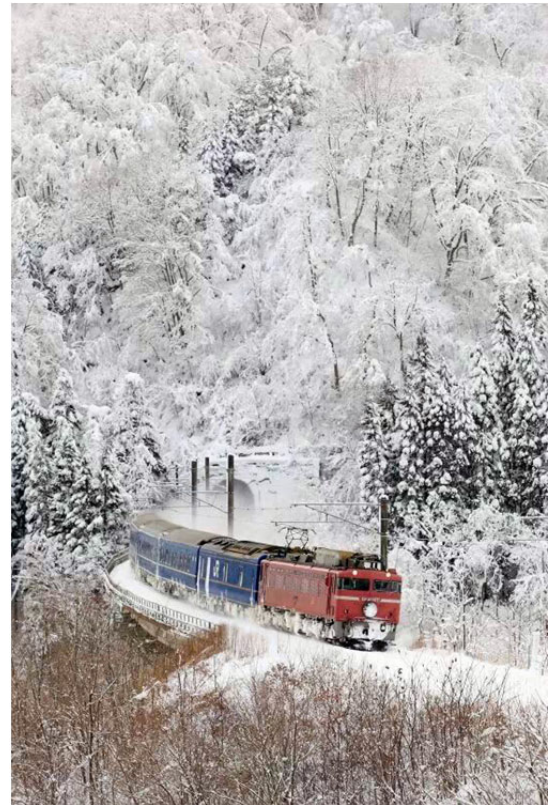
4つのテスト

次回例会のご案内

★2/19 例会は

御坊東ロータリークラブ賞
授与例会です。

例会集合時間は
pm5:00-です。



このところ、大変寒〜い日がありますが、体調管理には十分にご配慮下さい。

幹事報告

幹事 稲垣 崇 君

○本日例会終了後、理事会を開きますので理事、役員の方は宜しくをお願いします。

ニコニコ箱

SAA 森 裕之 君

◇細川幸三 君(過分に) 小池さん、会長会議出席ありがとうございました。

稲垣幹事、本日の卓話ヨロシクお願いします。

◇雑賀鈴夫 君 欠席すみませんでした。石垣島・竹富島・小浜島・西表島に行ってきました。水牛車に乗ってきました。

◇栗林久一 君 稲垣崇君本日の卓話よろしくをお願いします。

出席報告

出席委員会 雑賀鈴夫 君

会員数	欠席者	出席者	免除会員	出席率
15名	3名	12名	1名	80.0%
1月22日 の修正出席率			なし	